

平成 31 年度 寒川町監査年間計画

1 基本方針

監査等は、地方自治法に基づき、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行が法令及び議決並びに予算等に基づいて行われているか、住民の福祉の増進のために最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、組織及び運営の合理化に努め規模の適正化を図っているかに留意して行い、公正で合理的かつ能率的な行財政運営の確保のため、実施にあたっては違法や不当の指摘にとどまらず、適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。

また、定期監査、例月出納検査、決算審査等、財政的援助団体等監査、随時監査は、相互に有機的関連をもち、総合的成果をあげるよう調整運用する。

2 監査等の種別及び実施方針

過年度の指摘事項等や他自治体の不正や不適切事項等の事例をリスクとして着目するなど、限られた監査資源を効果的、かつ効率的に配分する監査を行う。

(1) 定期監査

監査事項は、予算執行、収入、支出、会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業執行、課税徴収事務、工事執行、補助金その他財政的援助、現金及び有価証券の出納保管、財産の取得管理処分、債務負担行為の適否、その他必要と認める事項とし、必要に応じて行政監査（町の事務や法定受託事務の執行が合理的かつ効果的で適法に行われているかを主眼として実施するもの）の趣旨に基づく監査を行う。

(2) 例月出納検査

毎月、会計管理者及び下水道事業特別会計管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金）の在高、出納関係資料等の計数の確認及び資金の運用状況の把握、収入支出に係る事務手続き等が適正であるかに着目して実施する。なお、財務システムの添付文書は一部であることから、必要に応じて紙文書で事務手続きの状況を確認する。

(3) 決算審査等

決算及び付属書類等、実質収支及び財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類などから計数を確認するとともに、予算の執行、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに着目して審査する。また、財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びその算定基礎資料等の審査をする。

(4) 財政的援助団体等の監査

財政的援助団体等（指定管理者や補助団体）が、協定書や要綱等に基づき事務処理や事業を適正かつ効率的に行いその目的を達しているか、所管課については、財政的援助等に係る町の財務事務及びその他事務の執行（事業計画や実績報告等の確認、収支の会計経理等の確認など）が適正かつ効率的に行われているかなどに着目して実施する。監査の対象は団体等と所管課とする。

(5) 随時監査

随時監査として補助金等監査を実施する。補助金及び交付金等の交付事務が目的に沿っているか、交付時期や交付条件は適正か、また目的や効果等の検証、完了報告や精算が適正であるかなどに着目して実施する。

工事監査については、必要に応じて監査委員協議により選定し、事務的及び技術的な観点から適正、適法に行われているかなどに着目して実施する。また、必要に応じて定期監査等の中でも行う。

(6) その他の監査等

必要と認められる場合に法令等に基づき実施する。

3 監査等実施計画表 別紙のとおり

4 監査等の結果に対する措置

監査等の結果に基づき指摘した事項は事後の監査等においても充分留意するものとし、「監査等の結果に関する取扱要領(平成 29 年 3 月 7 日監査委員協議決定)」に基づき事務処理を行う。

5 その他

(1) 監査等対象範囲は、平成 31 年度は決算審査前は前年度分とし、決算審査後は原則当該年度分とする。また、定期監査の監査実施計画は 2 年度分を通知するが、必要に応じて変更する場合もある。

(2) 監査等の実施上必要があるときは、関係者に照会し、文書による回答を求める場合がある。

(3) 本計画に修正が必要となった場合は、監査委員協議により変更決定する。

平成 31 年度 監査等 年間 計画 表

月 別 種 類 別		平成31年(2019年)										平成32年(2020年)			根 拠 法 令
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	※「法」…地方自治法 「公企法」…地方公営企業法	
1	定期監査		←30年度事業対象→							→←31年度事業対象→				法第199条第1項・第4項	
2	例月出納検査(各会計)	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	法第235条の2第1項	
3	決算審査(各会計)			←→										法第233条第2項 公企法第30条第2項	
	基金の運用状況の審査			←→										法第241条第5項	
	健全化判断比率等の審査			←→										地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項	
4	財政的援助団体等の監査			↔			↔							法第199条第7項	
5	随時監査							↔						法第199条第1項・第5項	
6	行政監査	必 要 が あ れ ば 実 施												法第199条第2項	
	指定金融機関等の監査	必 要 が あ れ ば 実 施												法第235条の2第2項 公企法第27条の2第1項	
	その他の請求、要求等による 監査、措置	直接請求による監査(法第75条第3項)、議会の請求による監査(法第98条第2項)、 長の要求による監査(法第199条第6項)、住民の請求による監査(法第242条第4項)、 議会から送付を受けた請願の措置(法第125条)													
	損害賠償の監査	職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項、公企法第34条)													

平成31年度 監査等実施計画表

1 定期監査

★:決算審査同日実施

対 象 機 関 名		資料 提出期限	予備監査期日	説明日	本監査 期日
平成 30 年 度 分 対 象	1 都市建設部 道路課	4/22 (月)	5 月 9 日 (木) ~ 10 日 (金)	5/9 (木)	5/29 (水)
	2 都市建設部 都市計画課		5 月 13 日 (月) ~ 14 日 (火)	5/13 (月)	
	3 議会事務局	5/8 (水)	5 月 15 日 (水) ~ 16 日 (木)	5/15 (水)	
	4 環境経済部 環境課	5/10 (金)	5 月 20 日 (月) ~ 22 日 (水)	5/20 (月)	
	5 都市建設部 下水道課	6/21 (金)	7 月 1 日 (月) ~ 2 日 (火)	★7/1 (月)	7/25 (木)
	6 福祉部 保険年金課	6/24 (月)	7 月 3 日 (水) ~ 5 日 (金)	★7/3 (水)	
	7 健康子ども部 保育・青少年課	7/1 (月)	7 月 8 日 (月) ~ 9 日 (火)	★7/8 (月)	
	8 福祉部 高齢介護課	7/3 (水)	※ 7 月 10 日 (水) ~ 12 日 (金)	★7/11 (木)	
	9 企画部 財政課	7/19 (金)	8 月 1 日 (木) ~ 5 日 (月)	★8/1 (木)	8/22 (木)
	10 健康子ども部 健康・スポーツ課		※ 8 月 6 日 (火) ~ 8 日 (木)	8/7 (水)	

平成31年度分対象 *総務課を除く	11	総務部 総務課 (*平成30年度分対象)	10/24 (木)	11月6日(水)～8日(金)	11/6 (水)	11/27 (水)
	12	福祉部 福祉課	10/31 (木)	11月11日(月)～13日(水)	11/11 (月)	
	13	企画部 広報戦略課		11月14日(木)～15日(金)	11/14 (木)	
	14	消防本部 消防総務課	11/5 (火)	11月18日(月)～20日(水)	11/18 (月)	
	15	消防本部 予防課				
	16	消防本部 消防署				
	17	町民部 協働文化推進課	12/16 (月)	*1月7日(火)～9日(木)	1/8 (水)	1/29 (水)
	18	拠点づくり部 田端拠点づくり課	12/23 (月)	*1月14日(火)～16日(木)	1/15 (水)	
	19	拠点づくり部 倉見拠点づくり課				
	20	拠点づくり部 寒川駅周辺整備事務所				
	21	企画部 企画政策課	1/9 (木)	*1月21日(火)～22日(水)	1/22 (水)	
	22	教育委員会 教育施設・給食課	1/21 (火)	*2月4日(火)～5日(水)	2/5 (水)	2/26 (水)
	23	教育委員会 学校教育課		2月6日(木)～7日(金)	2/6 (木)	
	24	町民部 町民窓口課	1/30 (木)	*2月12日(水)～13日(木)	2/13 (木)	
	25	町民部 町民安全課		2月17日(月)～18日(火)	2/17 (月)	

* 詳細については、別途通知します。

2 例月出納検査

対 象 月	資料提出期限	予備検査期日	本検査期日
3 月 分	4月16日（火）	4 月 17 日（水） ～ 4 月 23 日（火）	4月24日（水）
4 月 分	5月21日（火）	5 月 22 日（水） ～ 5 月 28 日（火）	5月29日（水）
5 月 分	6月18日（火）	6 月 19 日（水） ～ 6 月 24 日（月）	6月25日（火）
6 月 分	7月18日（木）	7 月 19 日（金） ～ 7 月 24 日（水）	7月25日（木）
7 月 分	8月15日（木）	8 月 16 日（金） ～ 8 月 21 日（水）	8月22日（木）
8 月 分	9月18日（水）	9 月 19 日（木） ～ 9 月 25 日（水）	9月26日（木）
9 月 分	10月21日（月）	10 月 23 日（水） ～ 10 月 25 日（金）	10月28日（月）
10 月 分	11月20日（水）	11 月 21 日（木） ～ 11 月 26 日（火）	11月27日（水）
11 月 分	12月18日（水）	12 月 19 日（木） ～ 12 月 24 日（火）	12月25日（水）
12 月 分	1月22日（水）	1 月 23 日（木） ～ 1 月 28 日（火）	1月29日（水）
1 月 分	2月18日（火）	2 月 19 日（水） ～ 2 月 25 日（火）	2月26日（水）
2 月 分	3月18日（水）	3 月 19 日（木） ～ 3 月 25 日（水）	3月26日（木）

3 決算審査・基金の運用状況の審査・健全化判断比率等の審査

対象機関名	資料提出期限	説 明 ・ 質 疑（各期日の午後を予定）	審査期間
都市建設部 下水道課	6月21日（金）	7 月 1 日（月） ※定期予備監査と併せて実施	6月21日（金） 、 8月16日（金）
福祉部 保険年金課	6月24日（月）	7 月 3 日（水） ※定期予備監査と併せて実施	
健康子ども部 保育・青少年課	7月1日（月）	7 月 8 日（月） ※定期予備監査と併せて実施	
会計課		7 月 8 日（月）	
福祉部 高齢介護課	7月3日（水）	7 月 11 日（木） ※定期予備監査と併せて実施	
総務部 施設再編課		7 月 11 日（木）	
総務部 税務課、収納課	7月10日（水）	7 月 18 日（木）	
企画部 財政課	7月19日（金）	8 月 1 日（木） ※定期予備監査と併せて実施	

* 詳細については、別途通知します。

4 財政的援助団体等の監査

(1) 公の施設の指定管理者

監 査 対 象	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日	所管課への講評
① 寒川町地域集会施設 指定管理者／地域集会所運営委員会 連絡協議会 所管課／町民部協働文化推進課	6月6日（木）	6月13日（火）～6月14日（水）	6月24日（月）	6月25日（火）
② 寒川町福祉活動センター 指定管理者／社会福祉法人 翔の会 所管課／福祉部福祉課	8月9日（金）	9月3日（火）～9月4日（水）	9月6日（金）	9月26日（木） 午前

(2) 補助団体

監 査 対 象	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日	所管課への講評
① 寒川町商工会 所管課／環境経済部産業振興課	6月3日（月）	6月5日（水）～6月10日（月）	6月12日（水）	6月25日（火）
② 寒川町観光協会 所管課／環境経済部産業振興課	8月23日（金）	9月9日（月）～9月10日（火）	9月13日（金）	9月26日（木） 午前

* 詳細については、別途通知します。

5 随時監査

監査対象	対象機関名	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日
補助金等監査	環境経済部 産業振興課	9月11日（水）	10月1日（火）～10月7日（月）	10月28日（月） 午前
工事監査	未 定	未 定		未 定

* 詳細については、別途通知します。

平成32年度(2020年度) 定期監査等計画表(案)

	監査対象	31年度分(2019年度)対象						32年度分(2020年度)対象					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査・決算審査	企画政策課												
	財政課 ★												
	広報戦略課												
	総務課												
	施設再編課												
	税務課 ★												
	収納課 ★												
	協働文化推進課												
	町民安全課												
	町民窓口課												
	福祉課												
	高齢介護課												
	保険年金課												
	子育て支援課												
	保育・青少年課												
	健康・スポーツ課												
	産業振興課												
	農政課												
	環境課												
	道路課												
	下水道課												
	都市計画課												
	倉見拠点づくり課												
	田端拠点づくり課												
	寒川駅周辺整備事務所												
	会計課												
	議会事務局												
	選挙管理委員会事務局												
	監査委員事務局												
	農業委員会事務局												
	教育総務課												
	学校教育課												
	教育施設・給食課												
	町立小学校(5校)												
	町立中学校(3校)												
	消防総務課、予防課、消防署												
	財政的援助団体等監査												
	随時監査												
	例月出納検査												

-----▶決算審査 ★:決算審査同時実施

* 監査等実施時期は、確定したものではありません。